

類別：機械器具 39 医療用鉗子
一般医療機器 一般的名称：手術用骨鉗子（32853000）

整形外科用彫骨器

【警告】

1. クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）の患者、又はその疑いのある患者に使用した器具を再使用する場合には、最新の国内規制、ガイドラインを遵守すること（二次感染の恐れがある）*

【禁忌・禁止】

【使用方法】

1. 修理・改造・分解をしないこと（破損等の原因となるため）**
2. 本品は未滅菌であるので、洗浄・滅菌をする前には清潔区域で使用しないこと（感染の危険があるため）**
3. 接触凝固など、電気メス先を本品に直接接触させて使用しないこと（感電・火傷の原因になるため）

【形状・構造及び原理等】

1. 本品は、ハンドル、シャフトにより構成される器具であり、シャフトは回転式で取り外しが可能である
2. 種類により若干形状が異なる
3. 種類によりスプリングの強さが異なる

＜形状＞



（使用時）



（取り外した時）

＜組成＞ ステンレス

＜作動・動作原理＞ 手動式である

【使用目的又は効果】

軟骨等の組織の切断、除去等に用いる。再使用可能である

【使用方法等】**

★印は使用上の注意を表す

1. 使用前及び使用中随時、各部品に異常がないかを確認する
★ 異常が認められたときには使用を中止すること
2. 使用前に必ず洗浄、滅菌（【保守・点検に係る事項】参照）を行う
3. 使用後は、速やかに洗浄、滅菌、乾燥（【保守・点検に係る事項】参照）を行う

【使用上の注意】**

〔重要な基本的注意〕

1. 使用中は、シャフトの向きを取り外し位置ではない箇所に合わせる
2. 本品に毀損、欠損等が生じた場合、ただちに使用を中止すること。万が一、脱落した部品、切片等が体内に残留した可能性がある場合は、必ず全て除去すること **
3. 使用中、本品に異常が認められたときには使用を中止し、必要な措置をとること
4. スプリングが弱い器具は、強い器具に比較して、刃部に無理な力がかかったときに組織等をつかんだままの状態ですり切れ刃部が動かなくなってしまう可能性が高いので注意すること。万が一、刃部が動かなくなった場合は、ハンドルを取り外してスプリングをもとにもどすこと

5. 無理な方向への力や、必要以上の力を加えないこと（刃先は薄くなっているため、無理な力がかかると、刃部の破損等を引き起こすおそれがある）
6. 刃部で組織等をつかんだまま、ねじる・押し込む・引っ張る等の行為をしないこと（無理な力がかかると、折損・曲がり・刃部もしくは接合部等の破損の原因となる）
7. シャフトを取り外す際は、必ずシャフトの向きを取り外し位置に合わせる
8. 使用時は、神経や血管などの周辺組織を傷つけないよう充分注意すること
9. 本品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオン病感染予防ガイドラインに従った洗浄、滅菌を実施すること **
10. 本品がプリオン病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売元に連絡すること **
11. 使用前後には必ず、【保守・点検に係る事項】に示される保守・点検を行うこと

【保管方法及び有効期間等】

1. 完全に乾燥させてから保管すること
2. 高温、多湿、水濡れ、直射日光、火気の近くを避けること
3. 温度や湿度の極端に変化する場所を避けること
4. 塵やほこりのない清潔な場所に保管すること
5. 変形や損傷の原因となりうる場所へは保管しないこと
6. ハンドルとシャフトを取り外して保管すること

【保守・点検に係る事項】**

〔洗浄・滅菌〕

1. 洗浄と滅菌には、蒸留水か脱塩した水を使用すること（水道水に含まれる塩素等が腐食の原因となる）
2. 洗浄の際には必ず中性の医療用洗剤を使用すること
3. 洗浄・滅菌の際、本品と異質の金属と一緒に入れないこと（異質金属間の電位差により、錆、腐食を引き起こすおそれがある）**
4. 洗浄の際、目の粗い磨き粉や金属ウールなどを使用しないこと（器具表面に擦過傷を生じ、錆、腐食を引き起こすおそれがある）
5. 洗浄装置で洗浄するときには、刃部同士が接触して刃先を損傷することがないように充分注意すること
6. 洗浄・滅菌の際、取り外し可能な部分は必ず取り外したうえで個々に行うこと。シャフトは下図のとおり取り外すことができる



7. 洗剤の残留がないよう十分にすすぎを行うこと
8. 洗浄後は直ちに乾燥させること（湿った状態で長時間放置すると錆の原因となる）
9. 洗浄後、医療器具専用オイル（水溶性の防錆潤滑剤）を塗布すること。塗布する前に可動部を動かさないこと
10. 医療器具専用オイル（水溶性の防錆潤滑剤）塗布後に、切れ味・刃部及び接合部の作動性・ネジのゆるみ・ピンのゆるみ・スプリングの強さ等の確認をすること
11. 滅菌前に、ネジ込み部・ピンの打ち込み部・刃部・接合部・スプリング等の細部まで完全に汚れ及び付着物を取り除くこと

12. 洗浄・滅菌後、完全に乾燥する前に組み立てないこと
13. シャフトを組み立てる際、シャフト本体とブレード部は必ず同じロット番号及びシリアル番号のもの同士を組み合わせること（違う組み合わせになると完全に適合せず、十分な切れ味がえられないおそれがある）
14. 器具の寿命を著しく低下させることのないよう、粗雑な取扱いをしないこと
15. 滅菌は、高圧蒸気滅菌（推奨：121℃20 分又は 134℃5 分）で行うこと **

[点検] **

1. 本品は日常点検し、正常に作動することを確認すること
2. 本品に異常が発生したときには、使用を中止し、製造販売元へ連絡すること

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】*

製造販売業者及び製造業者

株式会社イソメディカルシステムズ
TEL 04 (7141) 4021